

入札説明書

令和 7 年札幌市告示第 795 号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和 7 年 2 月 25 日

2 契約担当部局

〒003-0026 札幌市白石区本通 14 丁目南 5-32

札幌市白石区土木部維持管理課事務係 電話 011-864-8125 FAX 011-864-4530

メールアドレス sh.doboku@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

- (1) 役務の名称
 - ア 白石区遊器具等維持管理業務（南地区）
 - イ 白石区遊器具等維持管理業務（北地区）
- (2) 調達案件の仕様等
設計図書及び仕様書（以下「仕様書等」という。）による。
- (3) 履行期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所
札幌市白石区

4 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる参加資格を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」、に登録されている者であること。
- (3) （一社）日本公園施設業協会が認定する公園施設製品安全管理士の資格を有する者を直接雇用していること。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

5 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

- (1) 質問について
入札説明書及び仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問することができる。
 - ア 質問方法 電子メール、持参、ファクシミリのいずれかの方法により提出すること。
 - イ 質問先 上記 2 に同じ。
 - ウ 質問期限 令和 7 年 3 月 3 日（月）午後 2 時
- (2) 回答について
回答文については、白石区ホームページ上で公開する。

6 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

- ア 白石区遊器具等維持管理業務（南地区）令和 7 年 3 月 1 2 日（水）1 3 時 1 5 分
 - イ 白石区遊器具等維持管理業務（北地区）令和 7 年 3 月 1 2 日（水）1 3 時 3 0 分
- 札幌市白石区本通 14 丁目南 5-32 札幌市白石区土木センター会議室

(3) 入札書の受領期限

令和 7 年 3 月 1 1 日（火）1 7 時 1 5 分（送付の場合は必着のこと。）

(4) 入札書の提出方法

- ア 入札書を直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和 7 年 3 月 1 2 日〇時〇分開札〔白石区〇地区遊器具等維持管理業務〕の入札書在中」（〇部分には相当する事項を記載）を記載し、上記 2 宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- イ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- ウ 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時までに委任状（別紙様式）を提出しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、本調達にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(5) 入札の無効

- ア 本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 1 1 条各号及び札幌市競争入札参加者心得第 8 項各号の一に該当する入札は無効とする。
- イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第 1 3 条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

- ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(7) 開札

- ア 入札者又はその代理人で希望する者は、立ち会うことができる。
- イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場

合において、最低制限価格を設定している場合に、これを下回った入札をした者は、再度の入札に参加できない。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

(8) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札をした者を落札候補者として、落札保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証する書類を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

7 入札参加資格の審査に係る書類の提出

上記6(8)アによる入札参加資格の審査に係る書類については、下記のとおり作成すること。

(1) 一般競争入札参加資格に関する書類の提出について

9 添付様式(6)により作成すること。

(2) 添付書類

以下の書類（任意様式）を添付書類として提出すること。

ア 競争入札参加資格認定通知書の写し

イ 上記4(3)の資格、雇用を確認できる書類

ウ 事業協同組合等にあつては、組合員名簿

(3) その他

ア 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された書類は、返却しない。

エ 提出期限以降における書類の書換え、引換え又は撤回は認めない。

8 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 最低制限価格の設定 無

(4) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、上記 4 に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について疑義がある場合は、所定の方法により質問することはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(5) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに契約保証金を納付しなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 契約書の作成

ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 契約条項

添付様式契約書（案）のとおり。

(8) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内（札幌市の休日定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記 2 に同じ。

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし送付又は電送によるものは受け付けない。

9 添付様式

(1) 入札書

(2) 委任状

(3) 契約書（案）

(4) 質問票

(5) 札幌市競争入札参加者心得

(6) 一般競争入札参加資格に関する書類の提出について

入 札 書

入 札 金 額	金 円
調 達 件 名	白石区遊器具等維持管理業務（北地区）

仕様書その他の書類、現場等を熟覧のうえ、札幌市契約規則、札幌市競争入札参加者心得及びその他関係規定等を遵守し、上記の金額で入札します。

なお、札幌市議会の議決に付すべき契約に関する条例及び札幌市財産条例の適用を受ける場合においては、同議会の同意を得た後に契約を締結することを承知いたします。

年 月 日

（あて先）札幌市長

入 札 者	住 所 商号又は名称 職 ・ 氏 名	印
-------	--------------------------	---

入札代理人	氏 名	印
-------	-----	---

- 備考 1 代理人が入札する場合の訂正は、代理人の印鑑で行うこと（ただし、金額の訂正はできない。）。
- 2 代理人が入札するときは、入札者の押印を要しない。

委 任 状

年 月 日

(あて先)
札幌市長

	住	所	
委任者	商号又は名称		
	職 ・ 氏 名		印

調達件名 白石区遊器具等維持管理業務（北地区）

私は、下記の者を代理人として定め、上記入札に関する一切の権限を委任します。

記

受任者	氏	名	印
-----	---	---	---

- 備考1 見積の場合は、「入札」とあるのを「見積」と読み替える。
- 2 代理人（受任者）の印は、入札（見積）書に使用する印と同一の印を押印すること。
- 3 委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。

印 紙
貼 付

契 約 書

役務の名称 白石区遊器具等維持管理業務（北地区）

上記の役務について、札幌市（以下「委託者」という。）と、
（以下「受託者」という。）は、
次のとおり契約を締結する。

- | | | |
|----------|---------------------------------------|---|
| 1 契約金額 | 金 | 円 |
| | （うち消費税及び地方消費税の額 円） | |
| 2 履行期間 | 令和 7 年 4 月 1 日から
令和 8 年 3 月 31 日まで | |
| 3 契約保証金 | 免除 | |
| 4 その他の事項 | 別紙条項のとおり | |

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を
保有する。

令和 7 年 月 日

委託者 札 幌 市
代 表 者 市長 秋 元 克 広

受託者 住 所
商号又は名称
職・氏名

注) 印紙については、契約の種別ごとに課税対象であるか否かを確認すること。

契約約款

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款に定めるもののほか別冊の仕様書（別添の図面、設計説明書及びこれに対する質問回答書を含む。）に従ってこれを履行しなければならない。
- 2 受託者は、仕様書に明示されていない事項及び疑義を生じた事項については、委託者の指示に従うものとする。
- 3 受託者は、あらかじめ業務工程について委託者と協議し、業務着手の際には、業務着手届とともに工程表、現場代理人届等を委託者に提出しなければならない。ただし、業務工程に関し、協議が整わない場合は、委託者の指示に従うものとする。
- 4 受託者は、役務（この契約に基づき履行する役務をいう。以下同じ。）を、この契約の履行期間内において履行するものとし、委託者は、履行が完了した役務に対し、契約金額を支払うものとする。
- 5 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 この約款に定める承諾、通知（第10条第2項を除く。）、請求、指示、催告、表示及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。

(秘密の保持等)

- 第2条 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 受託者は、業務の履行に当たり、地区住民等に迷惑を及ぼすことのないよう、責任をもってこれに対処しなければならない。

(契約保証金)

- 第3条 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、委託者が、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。
- 2 前項の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第4条 受託者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託等の禁止)

- 第5条 受託者は、業務の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部であって、業務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- 2 受託者は、前項ただし書の規定により業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ

め、委託者の承諾を得なければならない。

3 委託者は、前項の承諾にあたり、受託者に対して、受託者が第1項の規定ただし書の規定により業務の一部を委託する第三者の商号又は名称、住所、委託する業務の範囲、その他必要な事項の通知を求めることができる。

4 受託者は、第1項及び第2項の規定により業務の一部を第三者に委託した場合、委託者に対し、当該委託に基づく当該第三者の受託に係る全ての行為について責任を負うものとする。

(担当職員)

第6条 委託者は、受託者の業務履行について、必要な連絡指導等を行う担当職員を定め、書面をもって受託者に通知するものとする。担当職員を変更したときも同様とする。

(貸与品又は支給材料)

第7条 委託者から受託者への貸与品又は支給材料の数量、規格、品質及び引渡場所は別に示すところによるものとし、引渡期日は業務工程に基づき委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

2 委託者は検査済みの貸与品又は支給材料を供給するものとする。

3 貸与品又は支給材料は、受託者の立会いのもとに引き渡すものとする。この場合において、受託者は、借用書又は受領証を委託者に提出しなければならない。

4 受託者は、受託者の責により、貸与品又は支給材料が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能になったときは、委託者の指示に従って代品を納め、若しくは原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(作業内容等の変更)

第8条 第1条第3項に規定する業務工程（作業数量や回数、作業内容等を含む）に変更を生じた場合、又はこれにより委託料に増減が発生する場合は次の各号に定めるところによる。

(1) 委託者と受託者とが協議の上、委託者は受託者に書面をもって業務工程又は内容の変更を指示する。

(2) 委託料の増減にともなう金額については、委託者が当初契約に基づき作業の増減を加味し積算した金額とする。

(3) 変更指示を受けた受託者が指示を承諾する場合は、変更承諾書（様式34）を提出しなければならない。

(業務期間の変更)

第8条の2 特別の理由により業務期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が工期の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(業務の中止)

第8条の3 自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受託者の責めに帰することができないものにより、受託者が業務を履行できないと認められるときは、委託者は、業務の中止内容を直ちに受託者に通知して、業務を一時中止させなければならない。

2 委託者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務を一時中止させることができる。

3 委託者は、前2項の規定により業務の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え現場を維持し若しくは労働者、機械器具等を保持するための費用その他の業務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（第三者に対する損害賠償）

第9条 受託者は、業務の履行に関し、受託者の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。

（検査等）

第10条 受託者は、別表に定める各期の業務が終了又は完了したときは、書面をもって委託者に通知するものとする。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日間以内（以下「検査期間」という。）に受託者の立会いのもとに業務内容の検査（以下「終了検査」又は「完了検査」という。）を行い、その結果を受託者に通知するものとする。

3 受託者は、終了検査又は完了検査に合格しないときは、委託者の指示により直ちに補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前2項の規定を準用する。

（契約金額の支払）

第11条 受託者は、業務の成果について別表に定める期ごとに、終了検査又は完了検査を受け、その結果当該検査に合格したときは、別表の支払比率により算出される金額の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定により請求を受けたときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に別表に定める金額を支払わなければならない。

3 委託者がその責に帰すべき事由により検査期間内に終了検査又は完了検査をしないときは、その期限を経過した日から終了検査又は完了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

4 委託者は、契約の履行に際して、業務の一部を履行しないものがある場合には、第1項の金額から業務の一部を履行しない作業について第8条第1項第2号に規定する各作業に対する単価に基づき算定した金額を減額することができる。

5 委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、委託者と受託者とが協議成立までの間、第1項の金額の支払を保留することができる。

6 第8条の規定に基づき、委託料に増減があつた場合は、別表の支払比率により算出される最終期に支払う金額を増減して支払うものとする。

(契約不適合責任)

第 12 条 第 10 条に規定する終了又は完了検査後、業務内容が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し修補による履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課すものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 業務内容の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合の担保期間)

第 13 条 発注者は、契約不適合を知ったときから 1 年以内にその旨を発注者に通知しないときは、当該契約不適合を理由とした履行の追完請求、賠償責任及び契約金額の減額の請求並びに契約の解除をすることができない。

(履行遅延における違約金等)

第 14 条 委託者は、受託者の責に帰すべき理由により第 1 条第 3 項に規定する業務工程どおり業務を終了又は完了することができない場合においては違約金の支払を受託者に請求することができる。

2 前項の違約金の額は、別表に定める期間の属する業務工程の期に定める金額につき、履行期間の翌日から終了検査又は完了検査（第 10 条第 3 項で準用する場合を含む。）に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号）において定める割合（以下「違約金算定率」という。）で計算した額（100 円未満の端数があるとき、又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。ただし、遅延日数は、当該終了検査又は完了検査に要した日数を除くものとする。

3 委託者の責に帰すべき理由により第 11 条第 2 項の規定による委託料の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、違約金算定率で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(談合行為に対する措置)

第 15 条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による業務が完了した後においても、同様とする。

(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令）が確定したとき。

(2) 受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。

(3) 前 2 号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が独占禁止法又は刑法第 96 条の 6 の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。

3 前 2 項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(契約の解除等)

第 16 条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 札幌市契約規則第 34 条第 2 項各号に該当するとき。

(2) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、受託者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。）が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。

チ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。

2 前項第 1 号の規定により、この契約を解除した場合において、委託者は既成部分を検査のうえ、

当該検査に合格した部分に相応する委託料を、受託者に支払わなければならない。

- 3 受託者は、契約が解除された場合においては、次の各号に定める措置をとらなければならない。
 - (1) 第7条の規定による貸与品があるときは、これを委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、もしくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
 - (2) 第7条の規定による支給材料があるときは、業務の既成部分として検査に合格した部分に使用されているものを除き、これを委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意若しくは過失により滅失し、若しくはき損したとき、又は業務の既成部分検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 第1項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、受託者は、委託者に対してその損害の賠償を求めることができない。

(契約が解除された場合等の賠償金)

第16条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、委託者は、契約金額の100分の10に相当する金額を賠償金として請求することができる。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第25号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金が納付されているときは、委託者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

(受託者の契約解除権)

第16条の3 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第8条の規定により業務工程を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第8条の3の規定による業務の履行の中止期間が業務期間の10分の5（業務期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が終了又は完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - (3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(契約解除に伴う措置)

第 16 条の 4 委託者は、この契約が解除された場合においては、業務の既成部分を検査の上、当該検査に合格した既成部分に相応する委託料を受託者に支払わなければならない。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受託者の負担とする。

3 受託者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第 1 項の既成部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受託者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 第 3 項前段及び第 4 項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 16 条又は第 16 条の 2 第 2 項の規定によるときは委託者が定め、第 16 条の 3 の規定によるときは、受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、第 3 項後段及び第 4 項後段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

(契約保証金の返還)

第 17 条 委託者は、受託者が履行期間中の全ての業務を完了し、完了検査に合格したときは、契約保証金を返還しなければならない。

(裁判管轄)

第 18 条 この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

(その他)

第 19 条 受託者はこの約款に定める事項のほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

2 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

3 この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。

(別表)

この業務の各期の委託料支払比率は下表のとおりとする。

期	期間	支払比率	支払金額
第1期	4月1日～5月31日	20%	円
第2期	6月1日～8月31日	40%	円
第3期	9月1日～11月30日	30%	円
第4期	12月1日～3月31日	10%	円
合計		100%	円

当初契約金額に上記の支払比率を乗じた額を該当する期間の支払金額とする。ただし、第2期から第4期については1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨て、端数については第1期分で支払うものとする。

仕様書の内容等に対する質問票

年 月 日

白石区土木部維持管理課 あて

会社名

電話番号

FAX番号

担当者氏名

入札予定日	令和7年3月12日(水)
調達件名	白石区遊器具等維持管理業務(北地区)
質問内容	

※回答はホームページに掲載いたします。

※提出期限 令和7年3月3日(月)午後2時

《質問票提出先》

札幌市白石区本通14丁目南5-32

白石区土木部維持管理課

TEL 011-864-8125

FAX 011-864-4530

メールアドレス

sh.doboku@city.sapporo.jp

札幌市競争入札参加者心得

平成 15 年 9 月 10 日管財部長決裁

平成 20 年 3 月 31 日一部改正

平成 20 年 7 月 1 日一部改正

平成 21 年 9 月 17 日一部改正

平成 26 年 2 月 14 日一部改正

平成 29 年 2 月 2 日一部改正

平成 29 年 3 月 15 日一部改正

平成 29 年 11 月 20 日一部改正

平成 30 年 4 月 5 日一部改正

令和元年 9 月 30 日一部改正

本市が行う一般競争入札及び指名競争入札に参加する場合は、この心得を遵守してください。また、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、同法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号。以下「契約規則」という。）等も遵守してください。

1 入札の日時等

入札の日時及び場所その他必要な事項は、入札の告示又は指名通知書（以下「告示等」という。）で明らかにしますので、必ず確認してください。

1 の 2 入札保証金等

告示等において、入札保証金を納付することを求める旨を明示した入札の場合、入札参加者は、期限までに次のとおり、税込みの入札金額（入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額。）の 100 分の 3 以上の入札保証金を納付し、又は入札保証金に代わる担保を提供してください。ただし、工事における入札保証の取扱 試行要領（平成 20 年 7 月 1 日財政局理事決裁）第 3 条の規定により入札保証金が免除された場合は、それに係る証券又は証書を期限までに提出してください。

- (1) 入札保証金を納付する場合は、あらかじめ現金を納付書により指定金融機関等に納付し、領収書の交付を受け、入札保証金提出書とともに提出してください。
- (2) 入札保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券（市長が確実と認める担保に限る。）であるときは、歳入歳出外有価証券納付書とともに提出してください。
- (3) 入札保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が銀行等の保証であるときは、その保証書を提出してください。
- (4) 入札保証金の免除が損害保険会社の入札保証保険契約の締結によるときは、その保険証券を提出してください。
- (5) 入札保証金の免除が金融機関又は保証事業会社の契約保証の予約の締結によるときは、その契約保証の予約の証書を提出してください。

2 入札の方法

- (1) 入札参加者は、図面、設計図書、仕様書及び関係書類並びに現場等をよく確認し、適

正な積算を行い、その金額に基づいて入札を行ってください。

- (2) 入札参加者は、入札書（契約規則別記様式）に必要な事項を記入し、記名、押印（あらかじめ届けた使用印鑑に限る。）してください。
- (3) 入札参加者は、入札書の記載事項の秘密を保持できる状態で、入札箱に投函してください。なお、送付による入札を認める場合は、その方法及び条件等は入札説明書で明示します。
- (4) 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を提出してください。この委任状には、委任者及び代理人の押印が必要です。また、代理人の印は、入札書に使用する印と同一の印を押印してください。
- (5) 入札書及び代理人が入札する場合の委任状の押印について、インク浸透印等（経年劣化により印影の確認が困難となるもの等。以下同じ。）は、使用しないでください。

3 入札辞退

入札を希望しない場合には、入札執行の完了に至るまではいつでも入札を辞退することができます。また、告示等で指定された入札時刻に遅れた場合は、入札を辞退したものとみなします。なお、入札を辞退する場合には、次の手続きをしてください。

ただし、入札を辞退した場合でも、辞退を理由に以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではありません。

- (1) 入札執行前（入札時刻に遅れた場合を含む。）は、入札辞退届を提出してください。
- (2) 入札執行中は、入札辞退届又は入札を辞退する旨を明記した入札書を提出、投函してください。

4 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札にあたっては競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決めなければなりません。
- (2) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

5 入札の延期等

不正な入札が行われる恐れがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を延期し、中止し又は取り消すことがあります。

6 入札書の書換え等の禁止

いったん提出、投函した入札書は、書換え、引換え及び撤回することはできません。

7 開札

- (1) 開札への立ち会いは、入札参加者又は代理人（以下「入札者等」という。）以外は認められません。
- (2) 入札者等が立ち会わない場合には、当該入札者等に代わり入札事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。

8 無効入札

次のいずれかに該当する入札は無効となります。

- (1) 告示等において、入札保証金を納付することを求める旨を明示した入札の場合、期限までに、入札保証金の納付がないもの若しくは領収済の納付書の提出がないもの又は上記 1 の 2 (2) から (5) までに掲げる入札保証に係る書類の提出がないままなされた入札
- (2) 登録に基づく入札参加資格がない者がした入札、又は委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書に入札者等の記名押印がなされていない入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 同一入札において、入札者等が 2 通以上の入札をしたときはその全部の入札
- (6) 同一入札において、入札参加者及び代理人がそれぞれ入札をしたときはその双方の入札
- (7) 同一入札において、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理人として入札したときはその全部の入札
- (8) 入札書記載事項（入札金額、名称、年月日及び入札者等）の漏れ、又は誤記等により内容が確認できない入札
- (9) 入札に関し不正の行為をした者の入札
- (10) 鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンその他訂正が容易な筆記具により入札書の記載がなされた入札
- (11) インク浸透印等により押印がなされた入札
- (12) その他市長が定める入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定

- (1) 入札参加者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって、有効な入札をした者を落札者とします（収入の原因となる入札を除く。）。ただし、下記 10 の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者以外の者を落札者とすることがあります。
- (2) 消費税及び地方消費税の免税事業者である場合は、落札決定後、直ちに消費税及び地方消費税免税事業者申出書（以下「申出書」という。）を提出してください。（申出書の提出がない場合は、消費税及び地方消費税の課税事業者であるとみなします。）ただし、告示等において申出書の提出時期等を明示している場合は、明示された提出時期等に従ってください。

10 最低価格の入札参加者以外の者を落札者とすることがある場合

- (1) 最低制限価格を設定している入札の場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価格以上で入札した者のうち最低の価格で入札した者を落札者とします。
- (2) 最低制限価格を設定せず、低入札調査基準価格（以下「基準価格」という。）を設定している入札において、その基準価格を下回る入札があった場合には、落札を保留とします。この場合、当該入札を行った者に対して本市が調査を行い、当該調査の結果によっては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがあります。

11 再度入札

- (1) 開札の結果、落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、送付による入札をした者がある場合等、直ちに再度入札を行うことができないときは、本市が指定する日時に再度入札を行います。
- (2) 最低制限価格を設定している場合に、これを下回った入札をした者は再度入札には参加できません。ただし、札幌市工事等最低制限価格運用要領（平成 14 年 12 月 24 日財政局理事決裁）第 3 条第 1 項に定める対象工事及び委託業務は除きます。
- (3) 再度入札の回数は、原則として 2 回までとします。

12 くじによる落札者の決定

- (1) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上いる場合は、直ちに当該入札者等にくじを引かせて、落札者を決定します。
- (2) 前項の場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札者等に代わり入札事務に関係のない本市職員にくじを引かせます。

13 契約書等の提出

- (1) 落札者は、本市が交付する契約書に記名、押印し、本市が指定する期限までに提出しなければなりません。
- (2) 議会の議決に付すべき契約の場合は、落札者は、本市が交付する仮契約書に記名、押印し、本市が指定する期限までに提出しなければなりません。
- (3) 落札者が正当な理由なく、本市が指定する期限までに契約書、又は仮契約書を提出しない場合には、落札を取り消します。その場合、当該落札者は、参加停止措置等により、一定期間入札に参加できなくなることがあります。

14 契約保証金等

落札者は、落札決定後（議会の議決に付すべき契約の場合は、議会での議決後）、契約書の案を提出するときまでに次のとおり、契約金額の 10 分の 1 以上の契約保証金を納付し、又は契約保証金に代わる担保を提供してください。ただし、契約規則第 25 条の規定により契約保証金が免除された場合は、この限りではありません。

- (1) 契約保証金を納付する場合は、あらかじめ現金を納付書により指定金融機関等に納付し、領収書の交付を受け、契約保証金提出書とともに提出してください。
- (2) 契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券（市長が確実と認める担保に限る。）であるときは、有価証券納付書とともに提出してください。
- (3) 契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が前払保証事業会社又は銀行等の保証であるときは、その保証書を提出してください。
- (4) 契約保証金の免除が履行保証保険契約の締結によるときは、その保険証書を提出してください。
- (5) 契約保証金の免除が工事履行保証契約（履行ボンド）の締結によるときは、その保証証券を提出してください。

15 調査協力義務

入札参加者は、本市（本市の委嘱を受けた第三者機関を含む。）が入札の内容について調査を行うときは、その調査に対して誠実に協力しなければなりません。

16 異議の申立て

入札者等は、入札後、図面、設計図書、仕様書及び関係書類並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

17 準用

この入札心得は、随意契約について準用します。

附 則

この心得は、平成 15 年 10 月 1 日以降に執行される入札から適用する。

附 則

- 1 この心得は、平成 20 年 4 月 1 日以降に執行される入札から適用する。
- 2 電子入札システムを使用して行う入札における取扱いについては、別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この心得は、平成 20 年 7 月 22 日以降に執行される入札から適用する。
- 2 告示等において、入札保証金を納付することを求める旨を明示した入札の場合、入札保証金等の取扱いについては、この心得の他、別に定めるところによるものとする。

附 則

この心得は、平成 21 年 9 月 30 日以降に執行される入札から適用する。

附 則

この心得は、平成 26 年 2 月 19 日以降に執行される入札から適用する。

附 則

この心得は、平成 29 年 2 月 2 日以降に執行される入札から適用する。

附 則

この心得は、平成 29 年 4 月 1 日以降に告示、指名通知その他契約に係る申し込みの誘引が行われた入札から適用する。

附 則

この心得は、平成 29 年 12 月 1 日以降に執行される入札から適用する。

附 則

この心得は、平成 30 年 4 月 5 日以降に執行される入札から適用する。

附 則

この心得は、令和元年 10 月 1 日以降に執行される入札から適用する。

一般競争入札参加資格に関する書類の提出について

令和 年 月 日

札幌市長 秋元克広様

住所

商号又は名称

印

債権者コード

令和7年2月25日付で入札告示のありました、白石区遊器具等維持管理業務（北地区）に係る入札参加資格について、下記の書類を提出します。

また、下記1の要件をすべて満たしていること、並びに下記2の書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる参加資格を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」、に登録されている者であること。
- (3) (一社)日本公園施設業協会が認定する公園施設製品安全管理士の資格を有する者を直接雇用していること。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

2 添付書類

- ☐ 履行実績について、当該業務の業務内容の履行を確認できる契約書、仕様書等の写し。
- ☐ 事業協同組合等にあつては、組合員名簿
- ☐ 官公需適格組合にあつては、官公需適格組合の証明書の写し
- ☐ その他（ ）

注1 添付した書類については、書類名の左の□にチェックすること。

注2 その他の書類を添付した場合は、() 内に当該書類の名称を記載すること。